

第2次

那珂市男女共同参画プラン
(案)



平成30年3月

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の構成と期間	3

第2章 計画策定の背景

1	第1次那珂市男女共同参画プランの評価	5
2	市民アンケート等の結果の検証	8
3	今後の課題	22

第3章 基本構想

1	基本理念	23
2	計画策定の視点	24
3	計画の基本目標	25

第4章 基本計画

基本目標1	27
基本目標2	29
基本目標3	31

第5章 資料編

【第2次那珂市男女共同参画プラン構成図】

基本理念

ひとひと
男と女がともに輝けるまち



基本目標

男女が互いを尊重し
認めあうまち

男女がともに参画して
つくるまち

男女がともに仕事と生活の
調和がとれるまち

基本方針

男女の人権及び
個性の尊重

あらゆる分野での
男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランス
(仕事と生活の調和)
の推進

施策の方向

人権教育等
の推進

性別による
固定的役割
分担意識等
の改革

暴力による
人権侵害の
防止と被害
者への支援

男女共同参画
の啓発の充実

政策・方針決
定過程への
女性参画の
拡大

男女共同参画
の視点からの
防災・防犯体制
づくりの推進

幼少期から
の男女共同
参画教育の
推進

男女が共同
して参画する
地域活動の
促進

ワーク・ライフ・
バランス
(仕事と生活の
調和)の啓発の
充実

女性の
就業支援

職場における
男女共同参画
の推進

男女がともに
担う子育て・
介護支援

ひとり親家庭
への支援

男女が共同
して参画する
家庭生活の
重要性の啓発

第1章

計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨

当市では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつともに責任を担う男女共同参画社会を実現するため、国や県の男女共同参画基本計画と整合性を図りながら、市民アンケート調査により当市の現状や課題を踏まえ、平成20年3月に「那珂市男女共同参画プラン（第1次）」（以下、「第1次プラン」という。）を策定（計画期間：平成20年度～平成29年度）し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んできました。

この間、社会情勢が大きく変化する中で、男女共同参画に対する市民の理解は徐々に進んできているものの、性別による固定的役割分担意識や、「平等」に対する男女の認識の違い、意識の矛盾等が根強く存在しています。また、仕事と家庭生活などとの調和についての希望と現実のギャップ、女性に対する暴力件数の増加など、様々な場面における課題が存在しています。それらの課題を解決し、男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。

このような男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化などに対応するとともに、国や県の計画を勘案し、第1次プランの目指してきたものを継承しつつ、これからの当市の男女共同参画の実現に向けた取り組みの方向性を示す計画として、「第2次那珂市男女共同参画プラン」（以下、「第2次プラン」という。）を策定します。

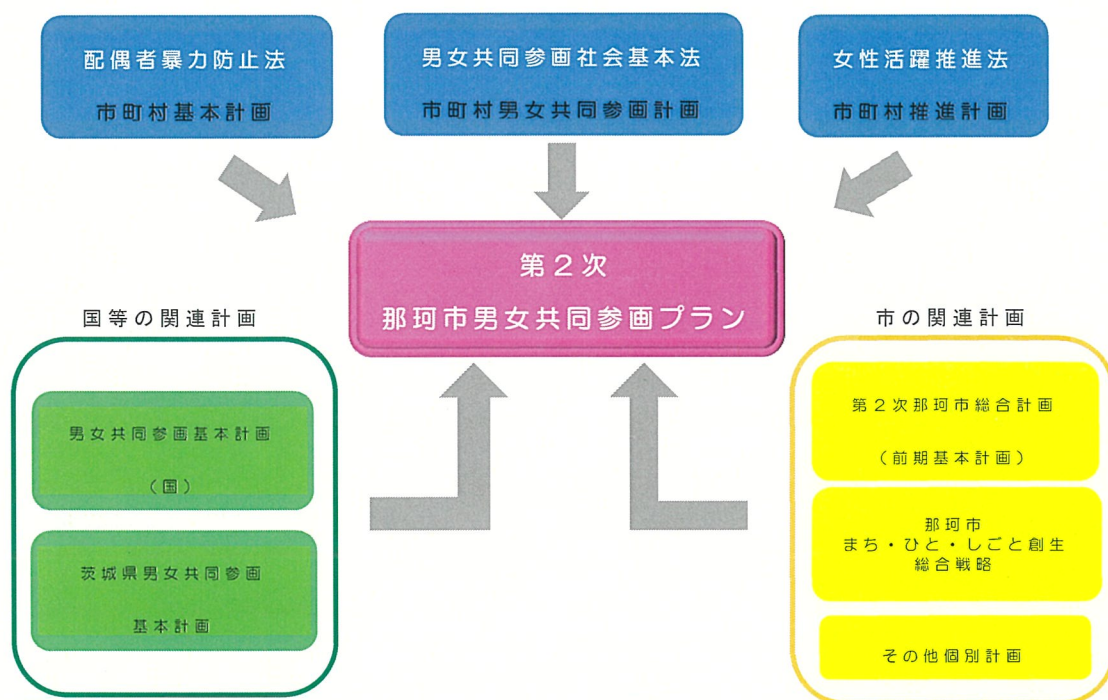
2 計画の位置づけ

（１）男女共同参画社会基本法（平成１１年法律第７８号）第１４条第３項に規定された男女共同参画計画であり、国の「男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画」を勘案した、当市の男女共同参画社会の形成促進に関する基本的な計画です。

（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号。以下「女性活躍推進法」という。）第６条第２項に規定された市町村推進計画を含み、一体としたものです。

（３）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成１３年法律第３１号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第２条の３第３項に規定された市町村基本計画を含み、一体としたものです。

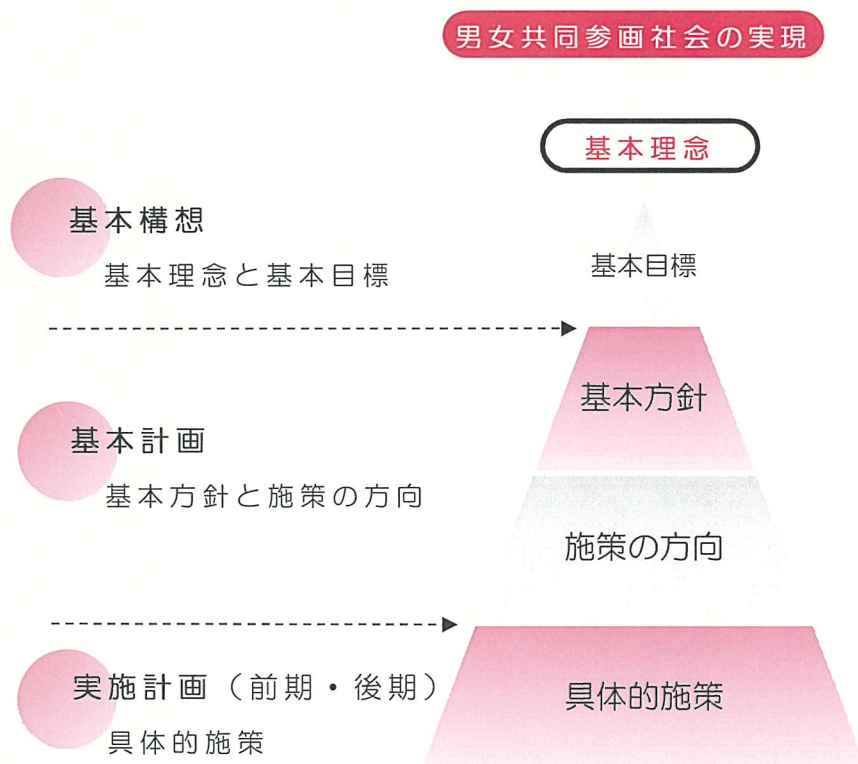
（４）那珂市の「第２次那珂市総合計画前期基本計画」や「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等、他計画との整合性を図った計画です。



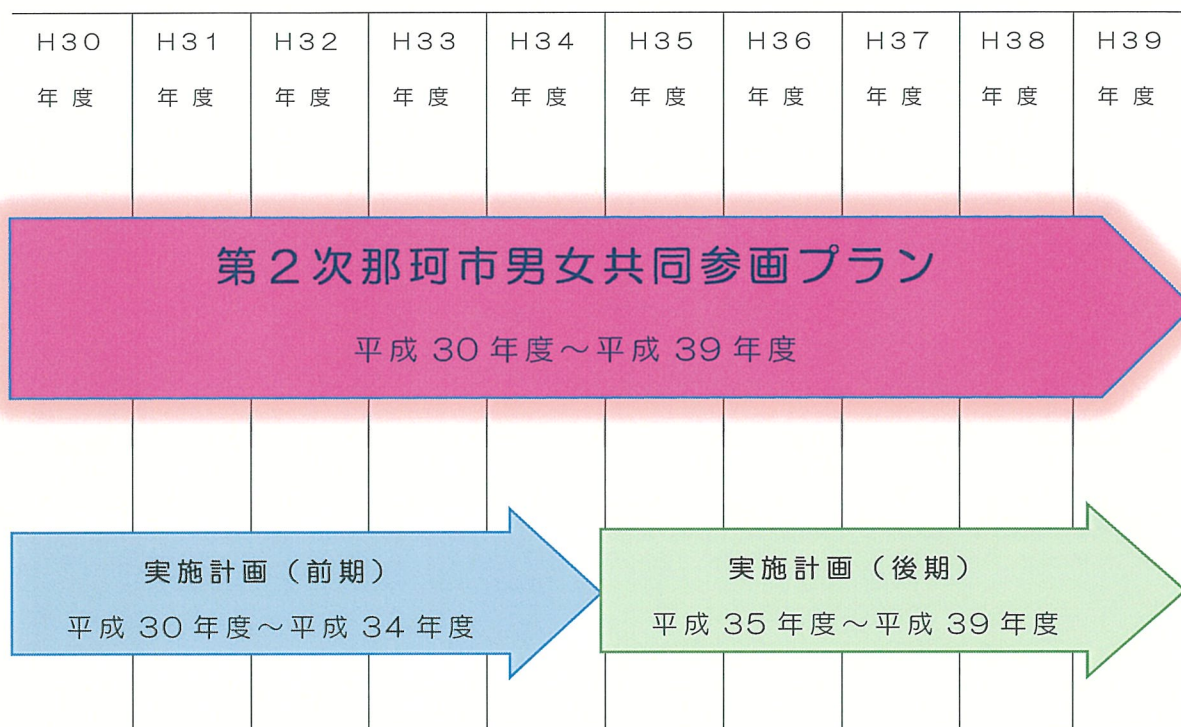
3 計画の構成と期間

この計画は、男女共同参画社会を実現するため、基本構想・基本計画・実施計画で構成しています。なお、実施計画は当計画と策定期間が異なるため、別に定めます。

【那珂市男女共同参画プランの構成】



この計画の実施期間は、平成30年度から平成39年度までの10年間とします。
ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じて見直しを行います。



第2章

計画策定の背景



1 第1次那珂市男女共同参画プランの評価

平成20年3月に策定した第1次プランでは、それまでの実績や社会情勢の変化を踏まえ、4つの基本目標、7つの基本方針に基づき、施策の方向を定めました。

【第1次那珂市男女共同参画プランの構造】

基本 理念	ひと ひと 男と女がともに輝けるまち			
基本 目標	男女が互いに認めあ い尊重しあうまち	男女がともに家庭 と仕事を担うまち	男女がともに地域を 担うまち	市民と行政がともに 男女共同参画を推進 するまち
基本 方針	男女共同参画への意 識づくり	安心して暮らせる ための支援	地域における男女共 同参画の推進	市民と行政が協働す る推進体制の整備
	両性の尊重とあらゆる 暴力の根絶	働く場における男 女共同参画の推進	政策・方針決定への女 性参画の拡大	
施策 の 方向	男女共同参画の啓発 の充実	男女がともに担う 子育て支援	地域で支えあう支援 体制の充実	市民と行政の協働体 制の充実
	幼少期からの男女共 同参画教育の推進	男女がともに担う 介護支援		
	生命と性を尊重した 教育と心身の健康づ くりへの支援	男女がともに安全 に暮らせる生活環 境の推進		
	あらゆる暴力の防止 と被害者支援体制の 整備	就労条件の改善と 公平な待遇の推進 チャレンジ支援 ワーク・ライフ・バ ランスの啓発	女性の意思決定への 参画促進	男女共同参画の視点 に立った行政運営の 充実

また、１０年間の計画期間を５年で区切って前期（平成２０年度～平成２４年度）・後期（平成２５年度～平成２９年度）とし、目標の実現を図るための具体的な取組みを定めた実施計画を策定し、様々な事業に取り組んできました。

特に、平成２５年から平成２９年度までの５年間の計画期間とした後期実施計画においては、計画推進の目標とする成果目標を定めました。また後期実施計画推進委員会を組織して進捗状況を把握し、進行管理を行ってきました。

【平成２８年度の後期実施計画事業実施状況】

基本目標	事業 項目数	事業 実施数	実施率
男女が互いに認めあい尊重しあうまち	37	35	94.6%
男女がともに家庭と仕事を担うまち	32	32	100%
男女がともに地域を担うまち	19	18	94.7%
市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち	15	15	100%

※事業全体の実施率：97.1%

【後期実施計画の成果目標及び調査結果】

基本目標	成果目標	目標値	H28年１月 市民アンケート 調査結果
男女が互いに認めあい尊重しあうまち	社会全体において男女の立場が「平等」と答えた市民の割合	30.0%	16.5%
男女がともに家庭と仕事を担うまち	家庭における男女の立場が「平等」と答えた市民の割合	50.0%	37.7%
男女がともに地域を担うまち	市の審議会・委員会等における女性の割合	30.0%	19.8%
市民と行政がともに男女共同参画を推進するまち	職場における男女の立場が「平等」と答えた市民の割合	35.0%	19.9%

平成２８年度の後期実施計画事業実施状況を見ると、それぞれの基本目標に対する実施事業について実施率は９０％以上で、事業全体における実施率は９７.１％となっています。この値は、平成２７年度の実施状況と比べると、５.８ポイント向上しており、後期実施計画実施において推進委員会を設置し、実施計画の進行管理を行ってきたことが、当プランの主管課である市民協働課だけでなく、各課室においても男女共同参画の視点に立った事業実施につながってきている結果だと思われます。

一方、後期実施計画の成果目標及び調査結果を見ると、成果目標で設定した目標値に対し、平成２８年１月に調査した現状値は、すべて目標値に及ばない結果となっています。後期実施計画において計画していた事業はおおむね実施できているのに対し、目標値が達成できなかったという現状は、実施計画において計画した事業が、成果目標に反映されにくい設定となっていたためと考えられます。

以上のことから、第２次プラン及び第２次プランの実施計画においては、各目標に対する具体的な取組み内容（事業）を見直すとともに、計画の目標とする値（目標指標）の設定方法も見直すこととしました。

2 市民アンケート等の結果の検証

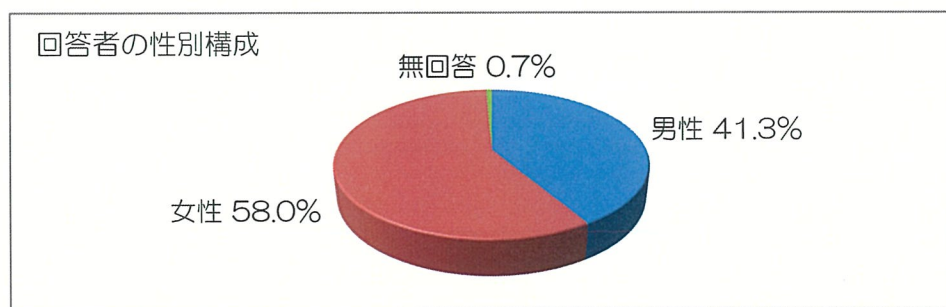
第2次那珂市男女共同参画プランを策定するにあたり、プランに掲げた目標の達成状況の確認や、男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握してプラン策定の基礎資料とするため、市内在住者及び市内事業所に対し、アンケート調査を実施しました。

【調査方法】

	市民アンケート調査	事業所アンケート調査
対象	市内在住の20歳以上の男女2,000人	市内に所在する事業所120事業所
抽出方法	住民基本台帳による等間隔無作為抽出	市内に所在する事業所を無作為抽出
調査方法	郵送による配布・回収	
調査期間	平成28年1月15日～2月12日	平成29年2月24日～3月17日
回収状況	配布：2,000件 回収：814件 回収率：40.7%	配布：120件 回収：54件 回収率：45.0%

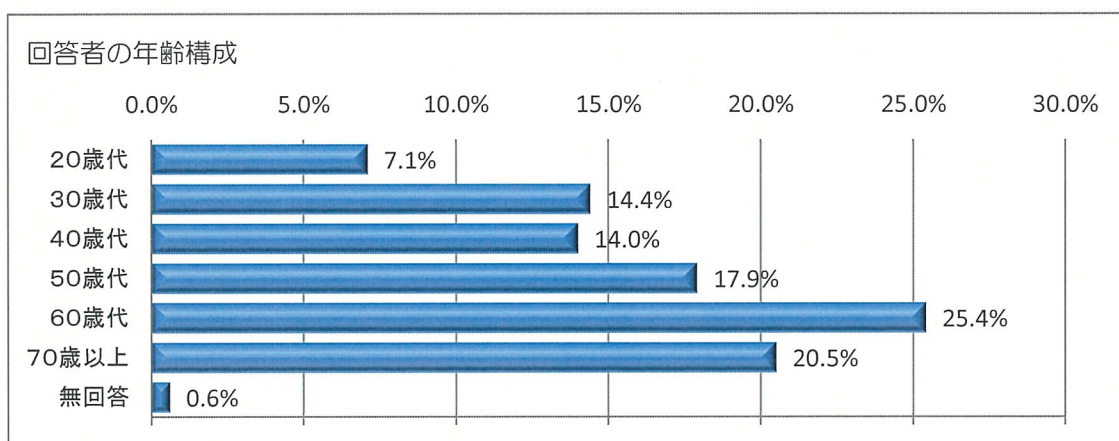
【回答者の性別構成】

選択肢	回収数	構成比	発送数	男女比
男性	336件	41.3%	985件	41.6%
女性	472件	58.0%	1,015件	58.4%
無回答	6件	0.7%		
合計	814件	100.0%	2,000件	100.0%



【回答者の年齢構成】

選択肢	回答数	構成比	発送数	回答率
20歳代	58 件	7.1 %	255 件	22.7 %
30歳代	117 件	14.4 %	308 件	38.0 %
40歳代	114 件	14.0 %	355 件	32.1 %
50歳代	146 件	17.9 %	348 件	42.0 %
60歳代	207 件	25.4 %	418 件	49.5 %
70歳以上	167 件	20.5 %	316 件	52.8 %
無回答	5 件	0.6 %		0.0 %
合 計	814 件	100.0 %	2,000 件	40.7 %



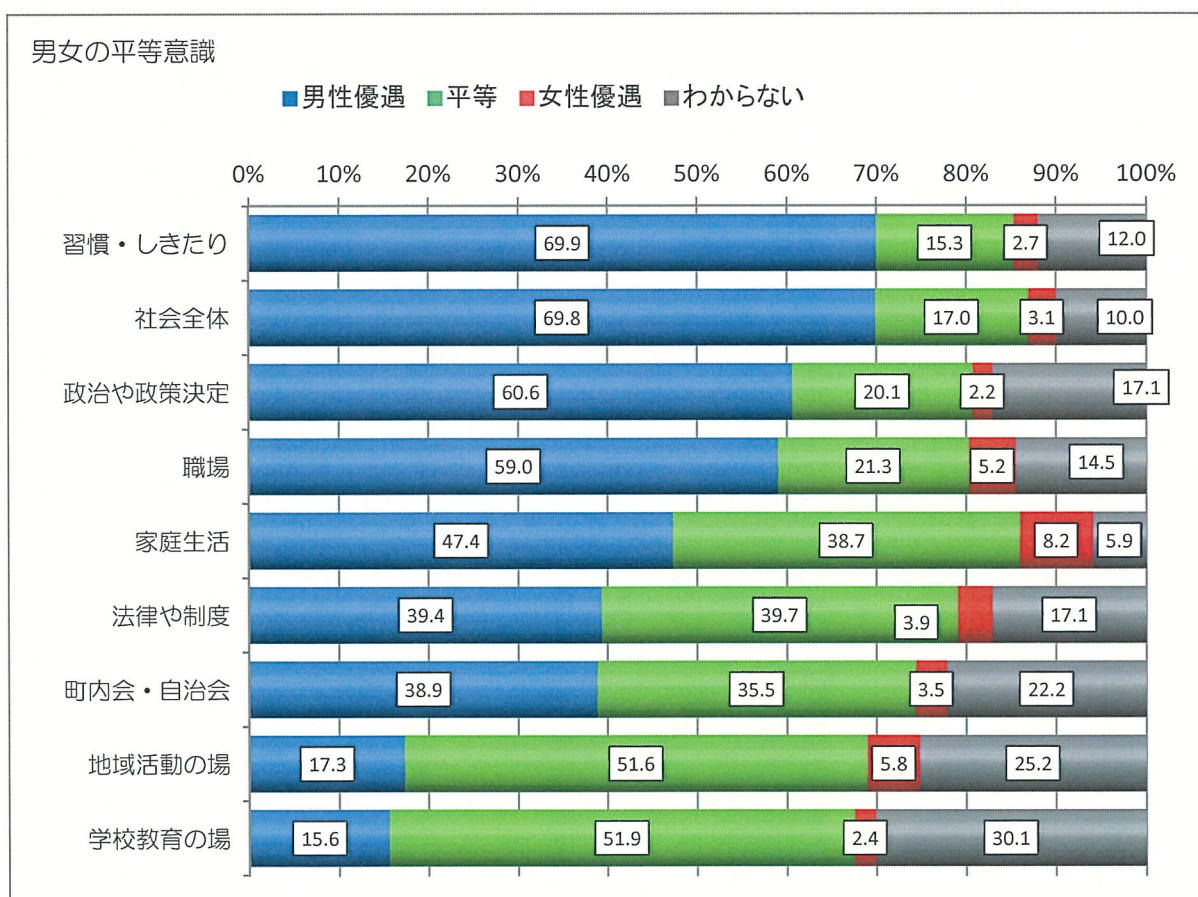
なお、この市民アンケート調査は、同じ質問項目を用い、平成18年度及び平成23年度にも実施しています。

（１）男女の平等意識について

「現在の社会において、男女の地位はどの程度平等になっていると思いますか」との質問に対し、男女の地位が「平等」と回答している数値が50%を超えているのは、「学校教育の場」の51.9%、「地域活動の場」51.6%のみとなっています。

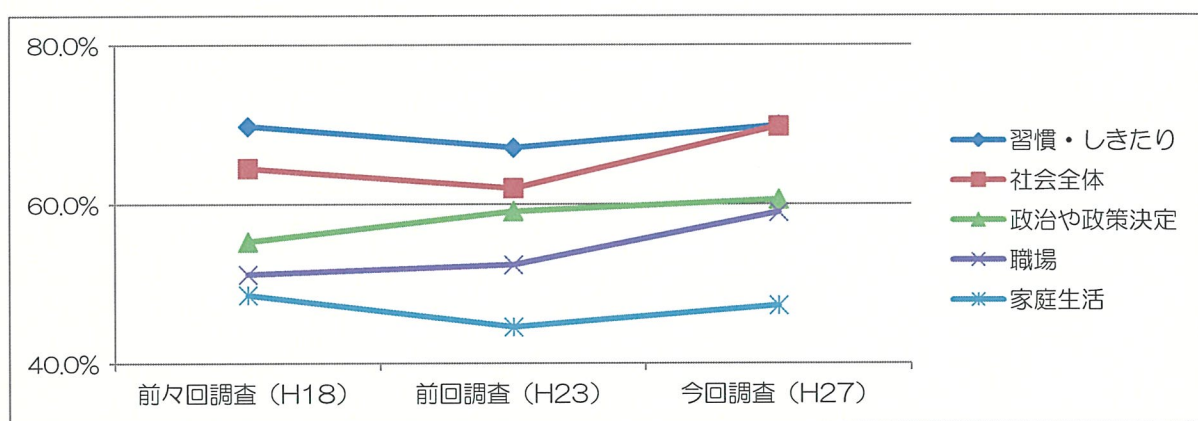
一方、「男性が優遇されている」と回答している数値が50%を超えているのは、「習慣・しきたり」が69.9%、「社会全体」が69.8%、「政治や政策決定」が60.6%、「職場」が59.0%となっており、全体的に見て、「女性が優遇されている」と回答している数値が「男性が優遇されている」と回答している数値を上回っている項目はありません。

大半の人が「平等」と感じている分野がある一方で、依然として「平等」になっていると感じている人よりも、「男性が優遇されている」と感じている人の方が多い項目が根強く残っていることを示した結果だと思われます。



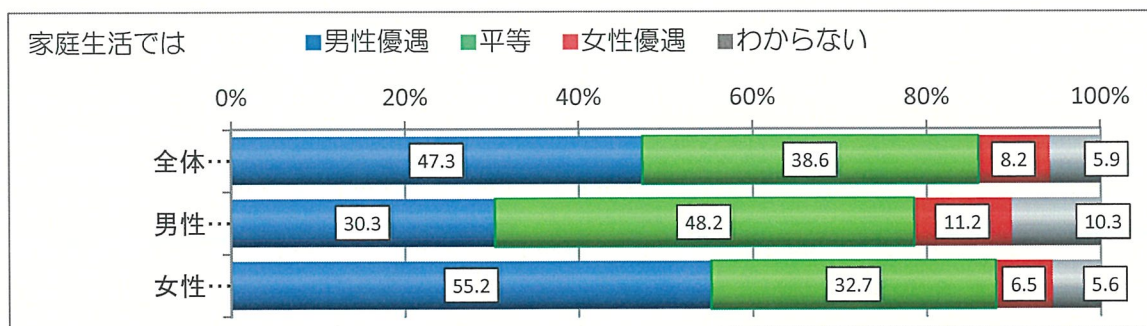
また、「男性が優遇されている」と回答した人の割合が多い上位5項目について、前々回、前回、今回調査の数値を比較してみます。

項 目	前々回調査（H18年度）	前回調査（H23年度）	今回調査（H27年度）
習慣・しきたり	69.8%	67.1%	69.9%
社会全体	64.5%	62.0%	69.8%
政治や政策決定	55.3%	59.1%	60.6%
職場	51.2%	52.4%	59.0%
家庭生活	48.6%	44.6%	47.3%



数値を見てみると、どの項目も同じような値で推移していることが分かります。これは、第1次男女共同参画プランに基づき男女共同参画社会の実現に向けた事業を推進してきたものの、「男性が優遇されている」と感じている人が多い状況が、依然として解消されていない項目が残っていることを示しています。これからのプランにおいては、これまでの事業内容を見直し、今までとは異なる視点で、人々の意識を変えて行けるような、更なる事業展開が必要となると考えられます。

次に、家庭生活についての回答を見てみます。

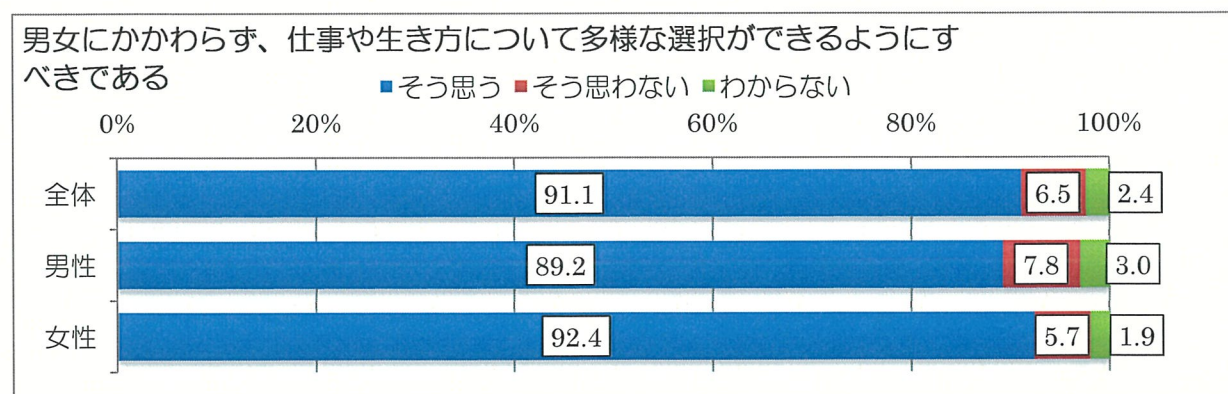
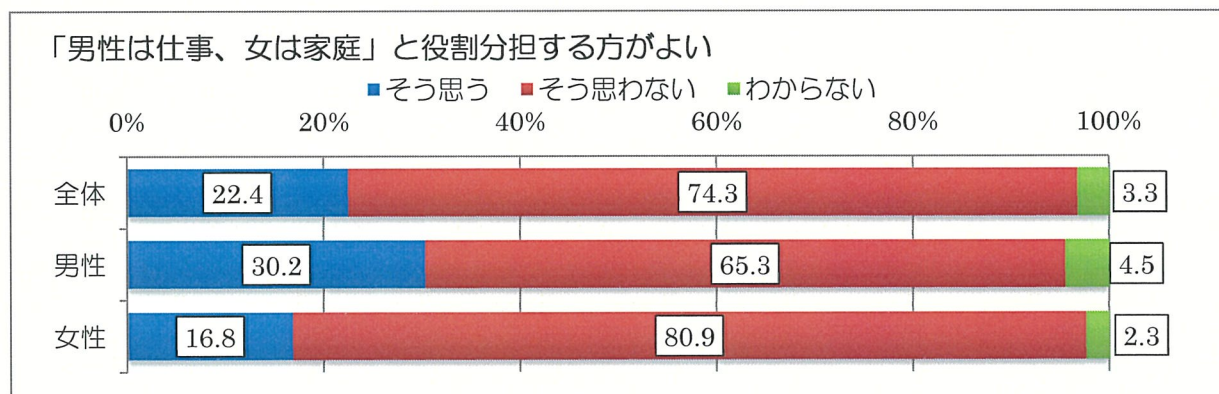
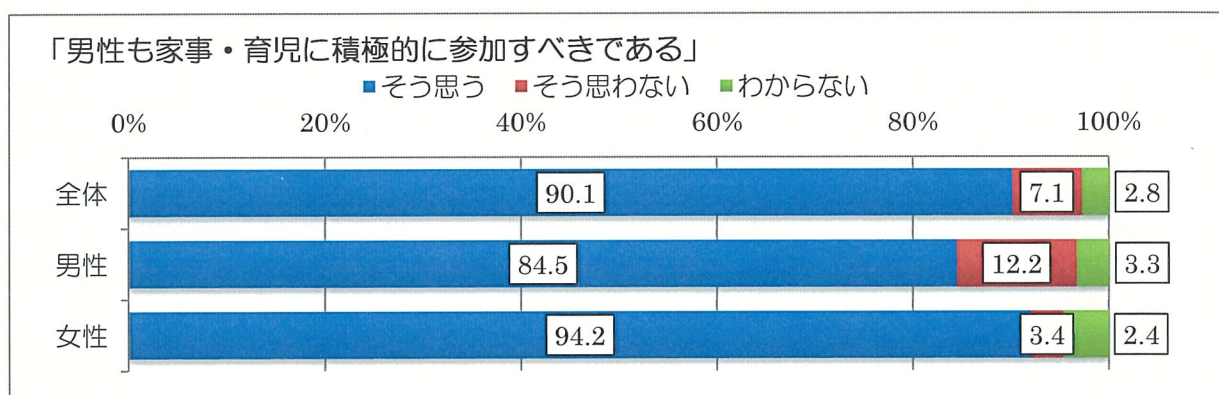


男性においては、「平等」と回答した割合が 48.2%で、「男性が優遇されている」と回答した割合 30.3%を上回っていますが、女性においては、「平等」と回答した割合が 32.7%、「男性が優遇されている」と回答した割合が 55.2%で、「男性が優遇されている」と回答した割合の方が高くなっています。これは、家庭生活において男性は「平等」だと思っている人が多いが、女性はそう感じていない、つまり男性と女性において「平等」と感じる意識に差があるのではないかと推察されます。男女共同参画社会の実現を目指すためには、この男女の意識の差を埋めていく事業が必要となると思われます。

（２）性別による固定的役割分担意識について

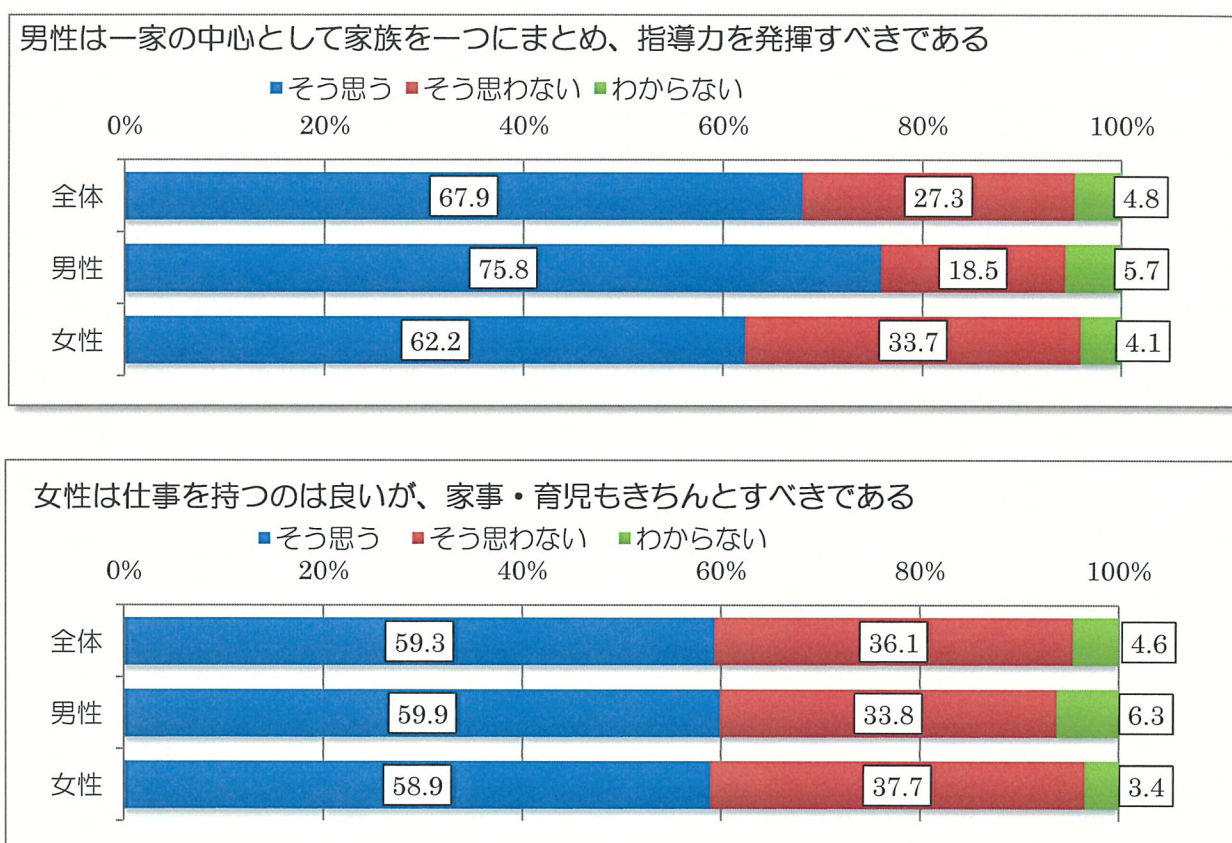
本来、性別を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男（夫）は外で働き、女（妻）は家庭を守るべきである。」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった、性別を理由として役割を決めてしまう固定的な考え方を、「性別による固定的役割分担意識」といいます。

このことについて尋ねた質問項目の回答を見てみます。



「家事・育児は女性がするもの」「男性は仕事、女性は家庭」といった、性別による固定的役割分担意識について反対する意見が多くみられ、また仕事や生き方について、性別によらず、自分の意志で多様な選択をすることを支持する回答が多数を占めていることが分かります。平成11年に男女共同参画基本法が施行されてから、国を挙げて男女共同参画社会実現に向けて様々な施策が展開されてきましたが、男女共同参画社会実現の妨げの一因となっている、この性別による固定的役割分担意識については、一定の意識改革が進んでいる結果と考えられます。

一方、以下の項目について見てみます。

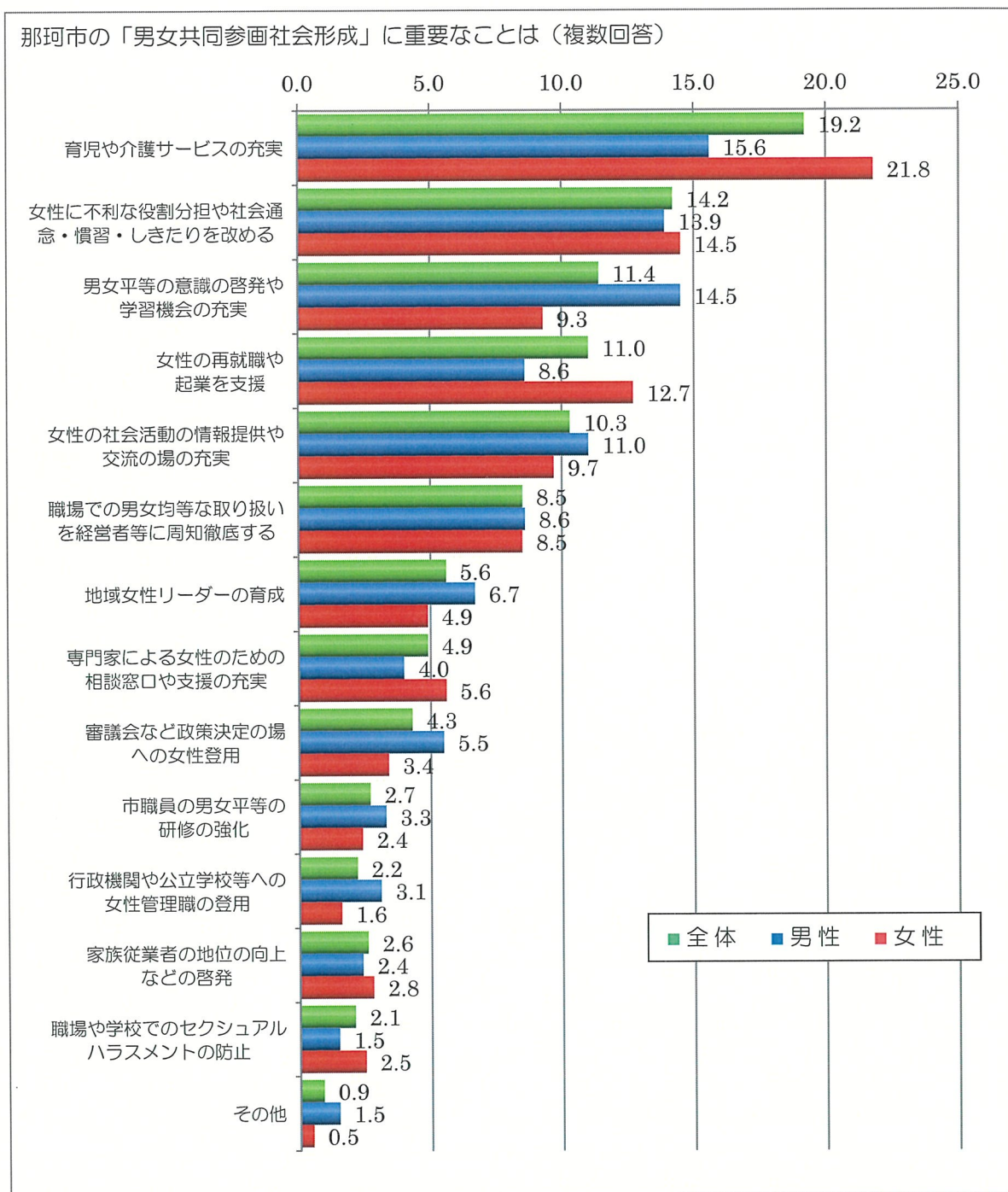


この二つの項目については、「そう思う」ことは悪いことではなく、見方によれば理想なこと、当たり前のことと考えられます。しかし、性別による固定的役割分担意識が解消されているのであれば、「男は一家の中心であるべき」「女性は仕事をして家事育児はきちんとすべき」といった、性別に起因する役割意識について、「そう思わない」数値が大半を占めるはずですが、結果はそうになっていません。前出の男女の平等意識のアンケート項目の中の「習慣・しきたり」において、「男性

が優遇されている」と答えた値が 60%を超えている状況が続いていることと照らし合わせてみると、意識的には男女の平等や共同参画についての理解は進んでいるものの、習慣やしきたり、昔から続いてきた考え方等からは脱却できない状況が続いていると思われます。このような状況を変革し、男女共同参画社会を実現していくためには、こういった「男性だから～すべき」「女性だから～すべき」といった性別による固定的役割分担意識について、引き続き改革を進めて行くことが必要と考えられます。

（３）男女共同参画社会を形成するために

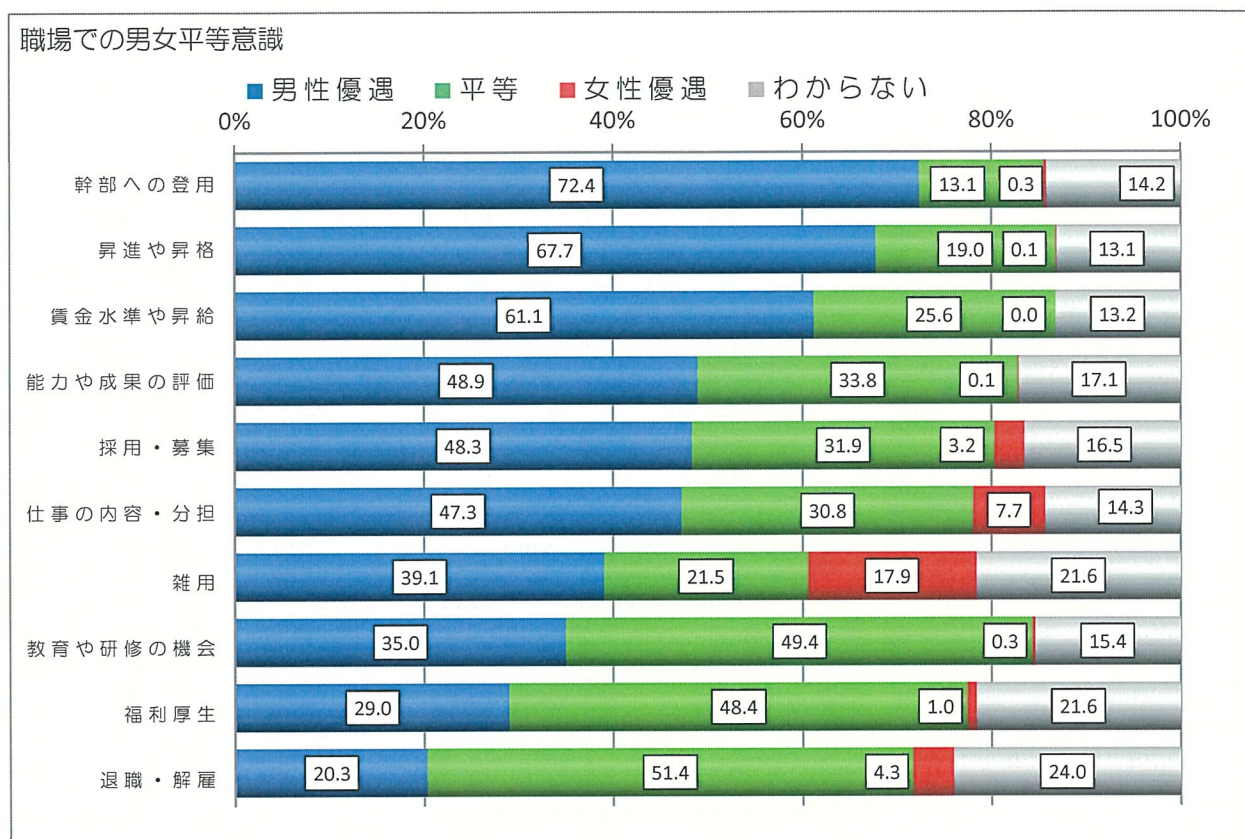
今後、那珂市が男女共同参画社会を形成するために重要だと思うことについての結果を見てみます。



一番値が高かった「育児や介護サービスの充実」と、前出の男女の平等意識のアンケート項目の中の「家庭生活」において、「男性が優遇されている」と答えた値が約5割を占めている状況と照らし合わせてみると、育児や介護といった「家庭生活」においては、男女平等な状況が進んでおらず、支援策が必要であると考えられます。この他の項目を見ても、「男性が優遇されている」ととらえられている状況を変革していくことが、男女共同参画社会を形成するうえで重要だととらえられていることが分かります。

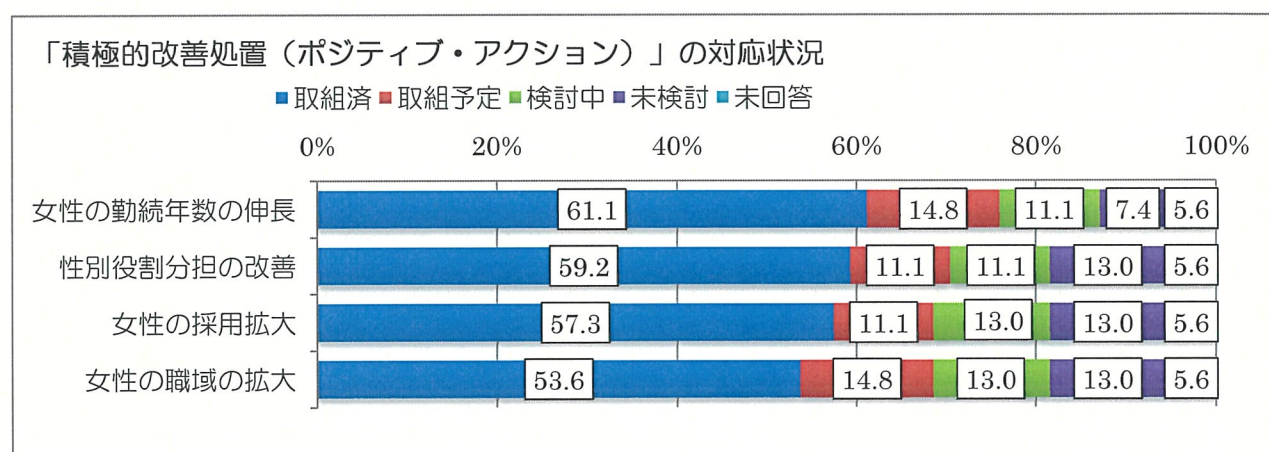
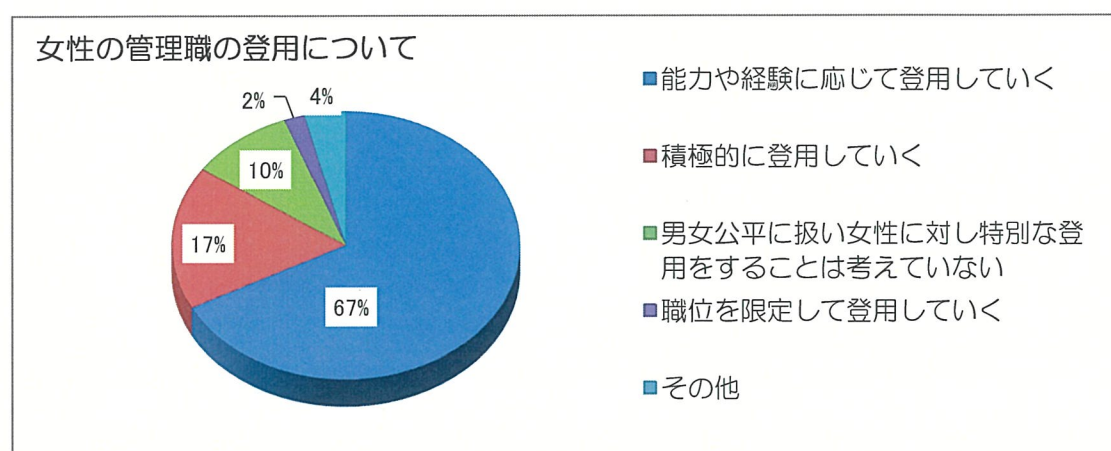
（４）職場における男女平等意識について

職場における男女平等意識についての回答状況を見てみます。



「教育や研修の機会」、「福利厚生」、「退職・解雇」といった、雇用における基本的な項目については、平等であると感じている値が５割を超えている一方で、「幹部への登用」や「昇進や昇格」、「賃金水準や昇給」等の、職場における待遇においては、「男性が優遇されている」と感じている人が多い結果となっています。

これに対し、事業所アンケートの結果を見えます。



※「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」とは

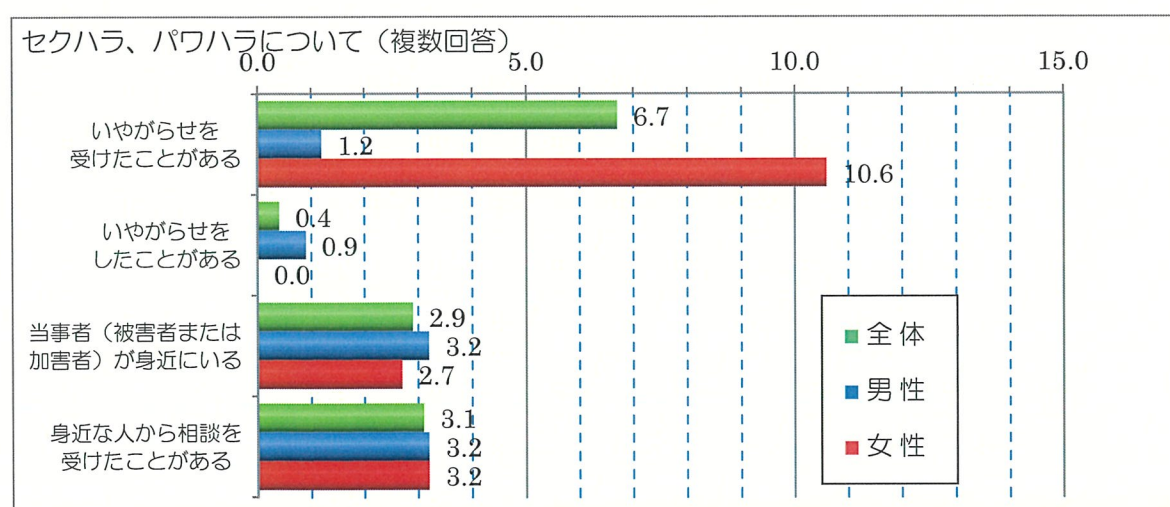
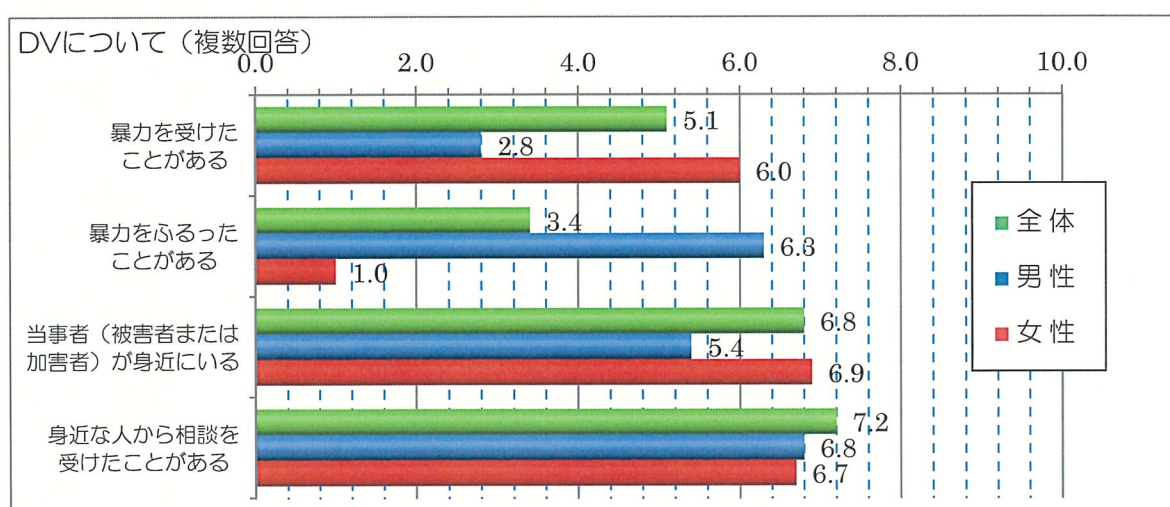
社会的・構造的な差別によって不利益を被っている人に対して、一定の範囲で特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現しようとする措置。働く場においていえば、性別による固定的役割分担意識や過去の経緯から、職場における男女の労働機会に差が生じている場合、このような差を解消するために個々の事業主が積極的かつ自主的に行う取組のこと。

働いている人が職場において感じている意識に比べ、雇う側である事業主は、性別による待遇の差をつけてはならず、職場における男女の格差について、積極的に対応しているという回答が多くみられます。事業主の「能力や経験に応じて登用していく」という回答の値が6割を超えていますが、その「能力」を伸ばし「経験」を積む機会が男女平等に与えられていなければ、登用の機会についても平等である

とは言えません。家事や育児について、女性の負担が重くなっている現状を見ると、女性は職場において男性と同等の時間を割くことが難しく、そのような機会を十分に生かせない可能性があります。少子高齢化によって労働力人口が減少していく中、多様な人材を確保し事業所の活力を維持拡大していくためにも、女性の活躍を推進していくことが重要です。そのためには男性の協力が不可欠であり、現在の男性中心型労働習慣等を変革し、職場における男女共同参画を推進してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すことが必要であると考えます。

（５）人権の尊重について

重大な人権侵害であるDV（ドメスティック・バイオレンス）や、ハラスメント行為等の暴力についての回答を見てみます。

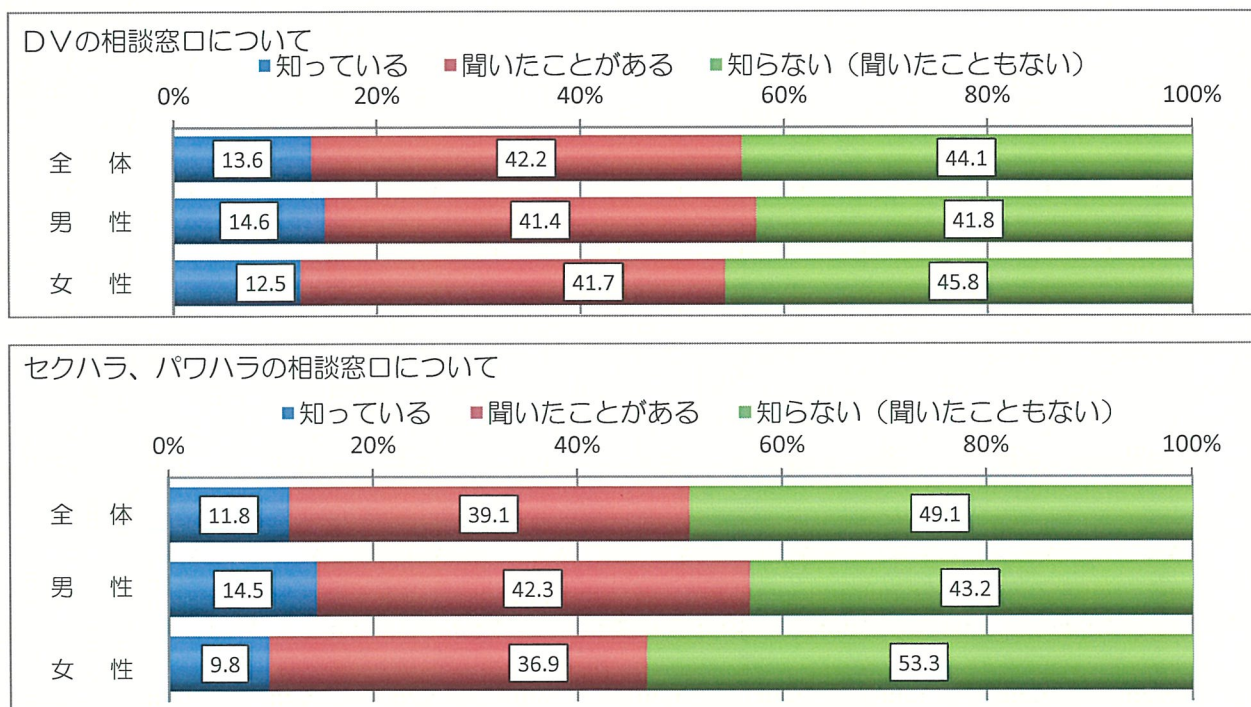


※ DV：ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人などの親密な関係（過去に親密であった関係も含まれる。）にある男女間における、身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力などのこと。

「暴力を受けたことがある」と回答した女性は 6.0%、「いやがらせを受けたことがある」と回答した女性は 10.6%で、数値としては低いものの、同じ設問に対する男性の回答と比較してみても、被害を受けているのは女性の方が多いことが分かります。また、「暴力をふるったことがある」と回答した男性の値は 6.3%で、女性の回答の 6 倍以上になっており、男性が加害者で女性が被害者であることが多いという DV（ドメスティック・バイオレンス）の傾向が見えてきます。

本来暴力は、その対象の性別、加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている現在の社会構造の実態からみると、特に女性に対する暴力について対応していく必要があります。



一方で、DV やハラスメントを受けてしまった時に相談する窓口について、約半数の人が「知らない（聞いたこともない）」と答えており、更なる啓発活動が必要であると考えます。

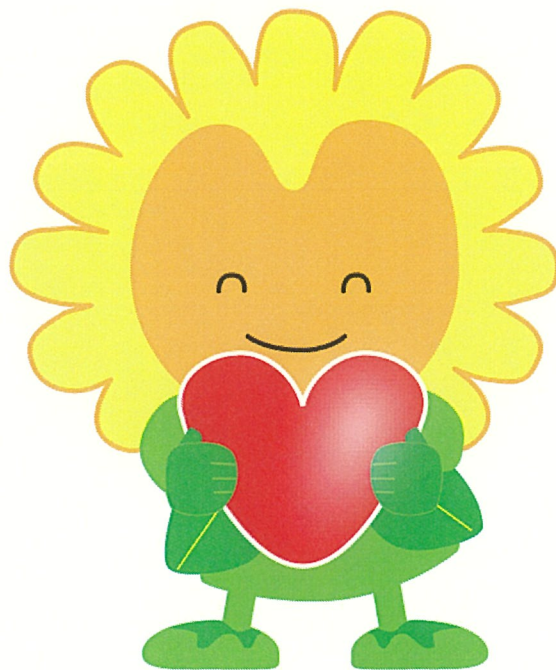
3 今後の課題

第1次プランの推進状況と評価、市民アンケート調査等の結果の検証等から以下のとおりの課題が浮かび上がり、今後取り組むべき方向性が見えてきます。

- 男女間の「平等」意識の差の解消
- 性別による固定的役割分担意識の改革
- 男女共同参画に関する理解の促進
- あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 女性参画の拡大
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
- 職場における男女共同参画の推進
- 家庭における男女共同参画の推進
- 人権の尊重と暴力による人権侵害の防止

第3章

基本構想



男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第1次プランの推進状況の検証などを踏まえ、第2次プランでは男女共同参画社会を実現していくための基本理念を定め、それに基づいて計画を策定するための視点、3つの基本目標を定めました。

1 基本理念

誰もが人として自分らしさを発揮し生き生きと暮らすためには、性別による役割分担意識や慣習にとらわれず、世代や立場を越えた相互の理解と、社会全体の支え合いが必要です。また、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野の活動に参画し、ともに喜びも責任も分かちあい互いに認めあうことは、主体的で多様な生き方を可能とするために大切なことです。

第1次プランでは、^{ひと}男と^{ひと}女が互いに助け合いながら、誰もが人として輝き心豊かに生きられるまちを目指し、様々な施策を行ってきました。それにより、男女共同参画に対する市民の意識の変革は徐々に進んできているといえますが、完全なる男女共同参画社会の実現には至っていないため、継続した事業展開が求められています。

この現状を踏まえ、これからの10年を見据えた第2次プランを策定するにあたり、これまでの第1次プランにより培ってきた男女共同参画社会実現に向けた素地を受け継ぎ、さらに発展させていくためには、基本的な理念は変更せず、継続した施策実行が必要であると考えました。

そのため、この計画の基本理念を次のように定めました。

^{ひと}男と^{ひと}女がともに輝けるまち

2 計画策定の視点

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化、第1次プランの推進状況の検証や当市の現状の分析などを踏まえ、男女共同参画社会を実現するための新たなプランを策定するにあたり、基本理念を踏まえ、次の4つの視点を定めました。



○男女の人権及び個性の尊重

男女の人権や個性を尊重し、お互いの特性や多様な個性を受け入れることが、男女共同参画社会における基本となります。

○パートナーシップの構築

男女間に優劣をつけることなく、互いを対等なパートナーとして認め合うことが必要です。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現

男女がともに個性と能力を発揮し、協力して職業生活その他の社会生活と家庭生活に参画することは、性別にとらわれない多様な生き方を可能にします。

○社会構造の変化への対応

男女を取り巻く社会情勢や意識の変化に対応し、男女共同参画社会実現に向け必要とされる事業を展開していくことが必要です。

3 計画の基本目標

この計画では、男女共同参画社会「男^{ひと}と女^{ひと}がともに輝けるまち」の実現をめざして、3つの基本目標を定めました。

基本目標 1

男女が互いを尊重し認めあうまち

男女共同参画社会の実現のためには、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことなど、男女の人権や個性が尊重されることが重要です。

一方、女性に対する差別や暴力は重大な人権侵害であり、暴力の根絶と被害者の救済は、男女共同参画社会の重要な課題のひとつです。

「男だから～」「女だから～」といった性別による固定的役割分担意識を改革し、男女の特性や違いを認めたくえて、お互いの人権や個性を尊重して責任を分かち合い、多様な生き方を自らの意志で選択できる社会をめざします。

基本目標 2

男女がともに参画してつくるまち

男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって行政や各種事業、地域など、社会のあらゆる分野における活動に、共同して参画する機会が確保されることが必要です。

また、幼少期から性別による固定的役割分担意識の解消も含めた男女共同参画に係る教育を推進することで、性差に関する偏見や慣習等にとらわれず、それぞれの希望や個性に応じ、自らの人生を選択することができるよう支援することも重要です。

男女共同参画社会実現に向けた意識を高め、男女がともにあらゆる分野における活動に参画できる機会を促進し、多様な意見が反映される住みよいまちをめざします。

とれるまち

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）は、個人の活動がより多様化している現代において、ますます重要なものとなっています。男女がともに社会参画をしていくためには、子育てや家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族を構成する男女が、ライフステージに応じてともに話し合い、それぞれの個性や特性に応じて役割分担し、家庭生活とそれ以外の活動を両立することができるように協力し合うことが必要です。

男女がともに個性と能力を発揮し、職業生活その他の社会生活と家庭生活に参画することは、多様な生き方を可能にし、豊かな生活につながることから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が可能な社会環境づくりをめざします。

第4章

基本計画



第1次プランの推進状況の検証や、市民意識調査等の結果による当市の現状の分析などを踏まえ、前章で定めた3つの基本目標のもとに、3つの基本方針を定めました。また、それに基づき取り組むべき施策の方向を示します。

基本目標1 男女が互いを尊重し認めあうまち

基本方針 男女の人権及び個性の尊重

男女の人権を尊重し、人権を侵害する暴力の根絶を目指します。また性別による固定的役割分担意識等にとらわれず、男女が互いの特性や個性を認めあい、お互いを尊重できる意識を醸成します。

施策の方向1 人権教育等の推進

人権教育等を推進して人権についての理解を深め、性別にとらわれずお互いの人権を守り尊重する意識等を醸成します。

また、一人ひとりの個性の多様性を受容できる意識の啓発や、関係する情報の提供を推進します。

施策の方向2 性別による固定的役割分担意識等の改革

「男だから～」「女だから～」といった性別による固定的役割分担意識や、性差に関する偏見をなくすよう意識啓発等を行い、慣習等にとらわれず、自分の意志や個性によって自由に選択し、様々な活動へ参画できる意識を醸成します。

施策の方向３ 暴力による人権侵害の防止と被害者への支援

DV（ドメスティック・バイオレンス）※をはじめ、ストーカー行為、性犯罪、各種ハラスメント等の暴力、暴言、嫌がらせなどによる人権侵害の根絶を目指し、これらの知識の普及・啓発を行います。また関係機関等と連携し、被害者への支援を実施します。

なお、この「施策の方向３」を、配偶者暴力防止法第２条の３第３項に規定された市町村基本計画（「DV対策基本計画」）として位置づけます。

基本目標 2 男女がともに参画してつくるまち

基本方針 あらゆる分野での男女共同参画の推進

男女共同参画社会実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、あらゆる分野において男女がそれぞれの個性や能力に応じ、共同して参画できる環境づくりを推進します。

施策の方向 1 男女共同参画の啓発の充実

男女共同参画に関する啓発を充実し、広報活動や学習機会の提供に努め、男女共同参画社会についての理解の促進を図ります。

施策の方向 2 幼少期からの男女共同参画教育の推進

幼少期からの男女共同参画についての学習機会を拡充し、性差に関する偏見や性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、それぞれの適性や個性に応じ、自らの希望により人生を選択できる能力を身につけられるよう支援します。

施策の方向3 政策・方針決定過程への女性参画の拡大

政策の立案や決定の過程に男女がともに参画し、男女の考え方や多様な意見を反映させることができるよう取り組みます。

なお、この「施策の方向3」を、女性活躍推進法第6条第2項に規定された市町村推進計画（「女性活躍推進計画」）として位置づけます。

施策の方向4 男女が共同して参画する地域活動の促進

男女が共同して参画する地域活動への関心を高める取り組みを行い、多様な意見を反映した住みよいまちづくりができるよう支援します。

施策の方向5 男女共同参画の視点からの防災・防犯体制づくりの推進

誰もが安心して暮らすために、男女がともに参画し多様な意見を反映した防災・防犯体制づくりを促進します。

基本目標 3 男女がともに仕事と生活の調和がとれるまち

基本方針 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女がともに充実した職業生活、社会生活、家庭生活を送るため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指すための支援に取り組めます。

施策の方向 1 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発の充実

男女がともに個性と能力を發揮し、それぞれの希望に応じた多様な生き方を可能にするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指し、意識啓発や情報提供を推進します。

施策の方向 2 女性の就業支援

就業を希望する女性が増加している状況を踏まえ、その能力と個性を十分に發揮して働くことができるよう情報提供を行うなど、関係機関等と連携して支援します。

施策の方向 3 職場における男女共同参画の推進

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に發揮できるよう意識啓発を行います。

施策の方向4 男女がともに担う子育て・介護支援

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現するため、男女がともに子育てや介護に参加できるよう、育児や介護の社会的支援の充実を図ります。

なお、この「施策の方向1」から「施策の方向4」を、女性活躍推進法第6条第2項に規定された市町村推進計画（「女性活躍推進計画」）として位置づけます。

施策の方向5 ひとり親家庭等への支援

子育てや家庭生活上の問題に対し、ひとりで対応しなければならないひとり親家庭に対し、子育て・生活上の支援や、経済的自立に向け支援する取組を推進することで、ひとり親家庭のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指します。

施策の方向6 男女が共同して参画する家庭生活の重要性の啓発

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を可能とするため、すべての生活の基本となる家庭生活について、ライフステージに応じて男女が対等に話し合い、それぞれの個性や特性に応じて役割分担をしていく重要性について啓発します。

資 料 編



那珂市男女共同参画プラン策定委員会設置要項

（設置）

第1条 市における男女共同参画社会の実現を目指し、那珂市男女共同参画プラン（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定するため、那珂市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）男女共同参画プランの調査研究及び策定に関すること。
- （2）その他男女共同参画プラン策定に関し、必要な事項

（構成）

第3条 委員会は、20人以内の委員をもって構成し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）住民の代表
- （2）学識経験者
- （3）副市長
- （4）市関係職員
- （5）その他市長が認める者

（任期）

第4条 委員会の委員の任期は、男女共同参画プランの策定が終了したときまでとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長には副市長を、副委員長には委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、会議の結果を、必要に応じ市長に報告するものとする。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチームを設置することができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から施行する。

那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム設置要項

（設置）

第1条 那珂市男女共同参画プラン策定委員会設置要項（平成28年那珂市告示第96号。以下「要項」という。）第8条の規定に基づき、男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 ワーキングチームの所掌事務は、次に掲げる事項とし、必要に応じ那珂市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

- （1）男女共同参画プランの調査研究
- （2）男女共同参画プランの進捗状況
- （3）男女共同参画プランの点検
- （4）その他必要と認める事項

（構成員）

第3条 ワーキングチームの委員は、企画部、総務部、市民生活部、保健福祉部、産業部、建設部、上下水道部、教育部及び消防本部から1名ずつ要項第5条に規定する委員長が指名するものとする。

（役職）

第4条 ワーキングチームには、互選によりリーダー及び副リーダーを置く。

2 リーダーは、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副リーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 ワーキングチームの委員の任期は、要項第4条に規定する委員会の委員の任期に準ずるものとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

（会議）

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じリーダーが招集し、会議の議長となる。

（庶務）

第7条 ワーキングチームの庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成28年9月1日から施行する。

那珂市男女共同参画プラン策定委員名簿

職 名	氏 名	所属・役職等
委 員 長	宮本 俊美	副市長
副 委 員 長	岡田 悦子	女性ネットワークなか 会長
副 委 員 長	松川 玲子	茨城県男女共同参画推進員
委 員	篠原 恵子	那珂地区交通安全母の会 会長
委 員	川又 友美	那珂市地域自立支援協議会 会長 那珂市知的障がい者相談員
委 員	市野沢 伊司	茨城県男女共同参画推進員
委 員	海野 寿江	茨城県男女共同参画推進員
委 員	鈴木 裕子	公募
委 員	須藤 智子	那珂市商工会
委 員	会沢 信明	常陸農業協同組合
委 員	岩上 義宏	那珂市学校長会 副会長 ばら野学園那珂市立五台小学校長
委 員	大森 信之	企画部 政策企画課長
委 員	川田 俊昭	総務部 総務課長
委 員	大森 晃子	保健福祉部 こども課長
委 員	池崎 みち子	保健福祉部 介護長寿課長
委 員	片岡 祐二	保健福祉部 健康推進課長
委 員	浅野 和好	産業部 商工観光課長
委 員	小橋 聡子	教育委員会 学校教育課長
委 員	高安 正紀	教育委員会 生涯学習課長
アドバイザー	水嶋 陽子	常磐大学 人間科学科 教授

那珂市男女共同参画プラン策定委員会ワーキングチーム名簿

所属部局	所属課	職名	氏名	備考
企画部	秘書広聴課 市民相談室	室長補佐	鈴木 正寿	
	政策企画課	主幹	澤田 絵理	
総務部	財政課	係長	牧野 宏美	
	税務課	係長	佐々木 伸之	
市民生活部	防災課	係長	萩野谷 貴之	
	環境課	係長	生田目 千春	
保健福祉部	こども課	係長	古谷 武	
	介護長寿課	主事	佐々木 桂子	
産業部	農政課	係長	薄井 享	
	商工観光課	係長	植田 剛史	
建設部	都市計画課	課長補佐	出野 里米香	
	建築課	課長補佐	岡本 哲也	
上下水道部	下水道課	主幹	水越 梨紗	
	水道課	主幹	桜井 崇充	
教育部	学校教育課	課長補佐	寺門 征信	リーダー
	生涯学習課 図書館	副館長	平野 玉緒	サブリーダー
消防本部	総務課	課長補佐	堀江 正美	
	警防課	主査	仲田 康人	

男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年7月16日法律第102号

同11年12月22日同第160号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

（2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有し

ていることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男

女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- （1）男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- （3）前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- （4）政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成11年7月16日法律第102号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成13年1月6日）

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

茨城県男女共同参画推進条例

(平成 13 年 3 月 28 日茨城県条例第 1 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条―第 7 条)

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第 8 条―第 18 条)

第 3 章 性別による権利侵害の禁止(第 19 条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

（２）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第３条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

２ 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。

３ 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

４ 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

５ 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

（県の責務）

第４条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２ 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。

３ 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

（県民の責務）

第５条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

（男女共同参画推進月間）

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

（3）知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

（広報活動）

第 9 条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

（調査研究等）

第 10 条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第 11 条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市町村に対する支援等）

第 12 条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第 13 条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（苦情等の申出及び申出の処理体制の整備）

第 14 条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

（推進体制の整備）

第 15 条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

（付属機関等における積極的改善措置）

第 16 条 県は、付属機関（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく付属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

（男女共同参画の状況についての報告）

第 17 条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

（男女共同参画の状況等の公表）

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。）を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（以下略）

第２次那珂市男女共同参画プラン

平成３０年３月発行

那珂市 市民生活部 市民協働課

茨城県那珂市福田 1819 番地 5

T E L 029-298-1111（代表）

F A X 029-352-1021

H P : <http://www.city.naka.lg.jp>

男女共同参画社会とは。。。。。



男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

(男女共同参画社会基本法 第2条より)